

京都市告示第361号

京都市スポーツ施設の指定管理者である西京極北スポーツネットワーク、西京極スポーツネットワーク、京都市体育協会グループ、京都市体育協会グループK及び財団法人京都市体育協会から、京都市西京極総合運動公園条例第4条、京都市体育館条例第4条、京都市市民スポーツ会館条例第4条、京都市横大路運動公園条例第4条、京都市宝が池公園運動施設条例第4条、京都市武道センター条例第4条及び京都市都市公園条例第7条第3項の規定に基づき、それぞれ施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年12月14日

京都市長 門川大作

- 1 西京極北スポーツネットワーク、西京極スポーツネットワーク、京都市体育協会グループ、京都市体育協会グループK及び財団法人京都市体育協会

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場、同補助競技場及び同野球場について、平成24年12月28日(金)を供用しない日から除き、京都市体育館、京都市市民スポーツ会館、横大路運動公園、宝が池公園運動施設、京都市武道センター、岡崎公園、一乗寺公園、岩倉東公園、朱雀公園、東野公園、勧修寺公園、殿田公園、吉祥院公園、上鳥羽公園、桂川緑地久我橋東詰公園、西院公園、牛ヶ瀬公園、小畑川中央公園、三栖公園、下鳥羽公園、伏見公園、伏見桃山城運動公園について、平成24年12月28日(金)及び平成25年1月4日(金)を供用しない日から除く。また、同期間中の供用時間は条例及び規則に定められる時間帯に準じるものとする。

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場、同補助競技場、宝が池公園球技

場及び岡崎公園について、平成25年1月2日(水)から平成25年1月3日(木)までを供用しない日から除く。また、同期間中の供用時間を午前9時から午後4時までとする。

(理由)

各指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室)